

# 徳島県OURリバーアドプト事業（コーストアドプト含む）実施要領

## （目的）

第1 この要領は、「徳島県土木施設アドプト支援事業運営要綱」（平成13.4.16。以下「運営要綱」という。）に基づき、徳島県が管理する河川又は海岸に対するアドプト・プログラムの実施について、必要な事項を定めるものとする。

## （参加手続き）

第2 参加者は、参加者届出書（様式第1号）を事業実施区域が所在する市町村（以下「市町村」という。）を経由して、又は直接、事業実施区域を管轄する徳島県各総合県民局長又は徳島県東部県土整備局長（以下「総合県民局長等」という。）へ届け出るものとする。また、変更があった場合も同様とする。

## （覚書の交換）

第3 参加者は、この事業を実施するに際し、市町村長及び総合県民局長等又は総合県民局長等と徳島県OURリバーアドプト事業（コーストアドプト含む）に関する覚書（様式第2号。以下「覚書」という。）を交換するものとする。

## （実施対象区域等）

第4 覚書第1の実施対象区域の基準は、延長0.1km以上の区間とする。

2 参加者は、覚書第1の実施対象区域において、覚書第2の期間（最長1年間とする。）に、年間3回以上の清掃美化活動を行うものとする。

3 参加者より継続の希望がなされた場合には、前項の覚書の期間にかかわらず、覚書を更新したもののみとする。

## （年間活動報告書等）

第5 運営要綱第5に定める年間活動計画書及び実施状況報告書は、それぞれ様式第3号及び様式第4号とする。

2 参加者は、覚書締結及び参加継続の際、年間活動計画書及び参加者届出書を提出する。

3 総合県民局長等は、市町村又は参加者から年間活動計画書の提出を受けた後、県様式1により参加者報告書を作成し、速やかに覚書及び参加者届出書の写し並びに参加者報告書を徳島県県土整備部河川整備課長に送付するものとする。また、活動終了後の実施状況報告書についても同様とする。

## （標識の設置）

第6 管轄する総合県民局長等は、参加団体から標識設置の希望があった場合は、参加団体名及び協力市町村名を併記した標識を実施対象区間内に設置するものとする。

## （市町村への協力依頼）

第7 総合県民局長等は、第2の参加者届出書の提出があったときは、市町村を経由して提出された場合を除き速やかに市町村に協力を要請するものとする。

## （覚書の解除）

第8 総合県民局長等は、参加団体が覚書の解除を申し出たとき、参加団体が覚書各条に規定する義務を果たしていないと認められるとき、又は、河川もしくは海岸清掃美化団体としてふさわし

くないと認められるときは、覚書を解除するものとする。その場合、総合県民局長等は運営要綱第7の(1)にもとづき設置した看板を撤去するものとする。

附 則

この要領は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年3月15日から施行する。
- 2 この要領の施行前に旧要領にもとづき覚書を締結している団体については、改正後の要領により覚書を締結したものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に旧要領にもとづき覚書を締結している団体については、改正後の要領により覚書を締結したものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に旧要領にもとづき覚書を締結している団体については、改正後の要領により覚書を締結したものとみなす。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。